

ゆうまつどころの相談事業業務委託事業者募集要領

1 趣旨

松戸市では、男女の人権が尊重され尊厳を持って個人が生きることの出来る社会を実現するために、女性と男性の悩みや不安を取り除くことにより、自立に向かうことを目的として「ゆうまつどころの相談事業」（以下「相談事業」という。）を実施しています。

事業実施にあたり、「ゆうまつどころの相談事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、公募により最も適した事業者を選定します。

つきましては、運営事業者を次のとおり募集します。

2 事業概要

- (1) 別紙「ゆうまつどころの相談事業仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (2) 期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (3) 事業実施場所・所在地
松戸市女性センターゆうまつど 松戸市本町14番地の10

3 契約の上限額

2, 475, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※予算上限額は、平成29年3月議会における平成29年度当初予算の成立を前提としたものです。

4 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 松戸市の入札参加資格の指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第9条に規定する排除の対象となっていないこと。
- (8) 仕様書に対応した業務を遂行できる実施体制があり、実績があること。
- (9) 配置する相談員を事前告知できること。
- (10) その他要綱に基づき事業を適正に実施することができること。

5 スケジュール

募集期間 (書類の提出期間)	平成29年2月 6日(月)～ 2月22日(水) 16:00まで
質問受付期間	平成29年2月 6日(月)～ 2月14日(火) 16:00まで
質問回答期限	平成29年2月16日(木)
事業者ヒアリング	平成29年2月下旬(予定) ※場所、時間等については別途連絡
選考審査会の開催	平成29年3月上旬(予定)
審査結果の通知	平成29年3月中旬(予定) 個別に通知

6 応募方法等

(1) 応募書類の提出について

平成29年2月6日(月)から平成29年2月22日(水)までの募集期間内に、応募書類を 男女共同参画課にご持参ください。

※受付は、午前8時30分から午後5時までの業務時間内となります(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。最終日は午後4時までです。

(2) 質問の受付及び回答について

質問に関しては、平成29年2月6日(月)から平成29年2月14日(火)までに、別紙「(1) 質問票(様式第5号)」を事務局宛にE-mailにて送付してください。平成29年2月16日(木)までにE-mailにて回答いたします。早期の質問については、回答調整ができしだい随時回答します。なお、回答については、応募申込書を提出した全ての事業者に対し、質問事項をまとめたうえ、送付します。

(3) 事業者ヒアリングについて

ご応募いただいた事業者には、平成29年2月下旬(予定)に、応募書類に基づきヒアリングを実施します。日時については別途ご連絡いたします。

(4) 選考審査会について

ご応募いただいた事業者には、選考審査会にご出席いただく場合がございます。

7 応募書類

(1) 応募申込書(様式第1号)

(2) 企画提案書(任意様式、要代表社名記載及び押印)

(※本事業に係る企画・事業計画、及びこれまでの実績を記載すること。)

(3) 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

※写しの場合は要原本証明。発行後3か月以内のもの。

(4) 法人の定款の写し ※要原本証明

- (5) 平成28年度の事業実績（事業報告等の既存事業の概要がわかるもの）
- (6) 平成28年度の財務状況
財務諸表（貸借対照表、収支計算書等）※法人全体のもの。要原本証明
- (7) 平成29年度運営方針、活動方針（事業計画書等）
- (8) 見積書（様式第2号 押印）
- (9) 誓約書（様式第3号 押印）
- (10) 相談員配置計画（様式第4号）
 - ア 相談員として従事する予定の人を記載すること。
 - イ 相談員の略歴、資格、実績等を記載すること。
- (11) その他
必要に応じて企画提案内容及び団体概要の補足資料。

8 関係書類

- (1) 質問票（様式第5号）

9 受託候補者の選定の手続

- (1) 選考審査会による審査
応募書類及び事業者ヒアリングの内容に基づき、審査会において書類審査を行い、受託候補者を選定します。
なお、審査会における審査の結果、評価点の7割に満たない応募者については、応募者が1者の場合であっても、受託候補者として選定しません。
- (2) 審査において重視する視点
審査にあたっては、以下の審査基準により総合的に評価・選考します。

ア 事業者に関すること

- ・活動実績等
- ・相談事業の取組実績
- ・相談員の雇用・執務面での管理体制
- ・相談内容等の個人情報保護に対する管理体制
- ・業務遂行面における課題処理体制

イ 業務内容に関すること

- ・電話相談員、面接相談員の経験等
- ・相談員の配置計画
- ・相談員の資質維持・向上に向けた取組
- ・電話相談、面接相談の業務の執行体制
- ・他機関への円滑な連携の仕方
- ・相談業務に関する提案等

ウ 収支計画に関すること

- ・経費見積書における積算や業務の運営にあたっての安定性

エ 意欲や熱意に関すること

- ・提案業務の実施に向けた意欲や熱意

(3) 通知方法

平成29年3月中旬頃に応募者に対して文書で審査結果を通知します。

10 受託候補者選定後の手続

(1) 契約手続

受託候補者と協議し、契約手続を進めるものとしますが、受託候補者が失格と判明した場合その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点の者と順次交渉するものとします。

(2) 契約保証金

「ゆうまつどころの相談事業業務委託」の契約締結時に、契約額の1割以上の契約保証金の納入または、履行に際し、明らかな瑕疵があった場合の契約額の1割以上を保証するための履行保証保険に加入することができることとします。

11 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とし、審査前であれば審査の対象から除外し、審査後であれば受託資格を失うこととします。

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (3) 見積額が契約の上限額を超えている場合
- (4) 提出書類が全て揃っていない場合又は提出方法・提出期限を遵守しない場合
- (5) 応募要件を満たしていない場合
- (6) その他不正行為があったと市が認めた場合

12 その他

- (1) 応募書類の作成・提出その他の応募するために要した経費は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却はいたしません。
- (3) 提出された書類は、受託候補者の選定及び契約以外の目的に使用しません。
- (4) 仕様書に含まれていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要と認められる場合は、本市及び受託候補者との協議により、変更になる

場合があります。

13 担当課

お問合せ先・書類の提出先は次のとおりです。

松戸市 総務部 男女共同参画課 担当：豊島、鎌田

〒271-0091 松戸市本町14-10

TEL 047-364-8778 FAX 047-364-7888

E-mail mcsankaku@city.matsudo.chiba.jp